

令和3年8月27日

中区長 直井 ユカリ 様

横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会
委員長 佐藤 響子

横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記について、平成24年3月28日 中地振第1903号「横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市麦田清風荘 指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市麦田清風荘
指定管理者選定委員会
報告書

令和3年 8月

1 経緯

指定管理者制度により管理運営している老人福祉センター横浜市麦田清風荘の次期指定管理者(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)の選定にあたり、横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、第1回選定委員会において公募要項と評価基準項目等を決定し、第2回選定委員会において申請者から提出された提案書類の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定委員会による審議の結果、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 指定管理者選定委員会 選定委員

委員長 佐藤 響子 (横浜市立大学国際教養学部教授)
委員 阿部 倫三 (中区埋地地区連合町内会長)
委員 近藤 恵子 (中区スポーツ推進委員連絡協議会監事)
委員 杉山 俊夫 (中区老人クラブ連合会副会長)
委員 古本 悦子 (税理士)

3 指定候補者選定の経過

項目	年 月 日
第1回選定委員会 (公募要項・評価基準項目等の決定)	令和3年4月15日(木)
応募説明会	令和3年5月26日(水)
現地見学会	参加応募団体無し
公募に関する質問受付	令和3年6月3日(木)～6月10日(木)
公募に関する質問回答	令和3年6月17日(木)
申請書類の提出受付	令和3年7月6日(火)～7月9日(金)
第2回選定委員会 (書類審査・面接審査等の実施)	令和3年8月10日(火)

4 審査の考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市麦田清風荘指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた評価基準項目に従って、申請団体から提出された提案書類の審査及び面接審査を行いました。

なお、配点は合計85点とし、各委員(5名)の点数を合計し、評点としました。

5 選定評価基準項目及び配点

項目	審査の視点（例）	配点
1 運営ビジョン		5
基本理念の理解 （応募理由）	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針（取り組み）が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	5
2 団体の状況		10
(1) 団体の理念、基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営が出来る基盤はあるのか。	5
3 職員配置・育成		10
(1) 所長（・館長）及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設の管理運営		25
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・少破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応及び防災に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。（感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等） ・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。（自主事業計画含む。）	5

5	事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）		15
	(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援するの場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。	10
	(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。（高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。）利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5
6	収支計画及び指定管理料		10
	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
7	加減点項目		10
	(1) 応募団体は、市内中小企業等であるか	市内中小企業、地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体、市内に本部がある社会福祉法人又は市内に本部がある公益法人の応募。	5
	(2) 現在の指定管理者が応募した場合（一部新設）	<p>区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象） ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか。（利用者に安心を与える対応となっていたか。適切でなかった場合は、減点対象） <p>（－5点～＋5点）</p>	5
合計			85

6 応募者の資格(制限)について

応募者の資格について、必要書類の提出をもって、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での申請はできません。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

7 申請団体

一般社団法人中区民活動支援協会(現指定管理者)

8 選定結果

選定委員会において厳正な選定を行った結果、一般社団法人中区民活動支援協会を指定候補者に決定しました。

9 得点

項目	得点
1 運営ビジョン	
基本理念の理解（応募理由）	21
2 団体の状況	
(1) 団体の理念、基本方針等	21
(2) 財務状況	21

3 職員配置・育成		
	(1) 所長（・館長）及び職員の確保等	20
	(2) 職員の育成・研修	19
4 施設の管理運営		
	(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・少破修繕への取組	20
	(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応及び防災に対する取組	19
	(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	19
	(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	21
	(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	19
5 事業の企画・実施		
	(1) 事業計画、事業展開	40
	(2) 施設の利用促進	18
6 収支計画及び指定管理料		
	(1) 指定管理料の額	20
	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	21
7 加減点項目		
	(1) 応募団体は、市内中小企業等であるか	25
	(2) 現在の指定管理者が応募した場合	19
合計 425 点（最低評価基準点 225 点）		343

10 審査講評

一般社団法人中区民活動支援協会を、最低評価基準点を上回る343点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、施設の地域特性、利用対象者を理解した上で、安定した経営がなされていること、急な避難所開設時等の利用者への臨機応変な対応、また、区外からの利用者も多く、魅力的な教室開催など、利用者の拡大に努めていることなどが挙げられます。

課題点として、幼児、小・中学生との交流の場など、世代間の理解を深める機会を増やすことや、計画的な修繕の実施などが挙げられます。

指定候補者となった一般社団法人中区民活動支援協会には、引き続き利用者の視点に立ったサービスの提供と事業の企画・実施、地域との連携を深めるとともに、利用者層拡大のための取組、施設の適切な維持管理を期待します。